

福岡県公報

平成十七年十一月二日
第二千四百五十六号
増刊 ①

目次

教育委員会

○へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

(教育庁教職員課) …………… 一

教育委員会

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年十一月二日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第二十一号

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

へき地等学校の指定に関する規則(昭和四十六年福岡県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第二中

「	築上郡大平村大字西友枝	西友枝小学校	を
」			
「	築上郡上毛町大字西友枝	西友枝小学校	に
」			

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後のへき地等学校の指定に関する規則の規定は、平成十七年十月十一日から適用する。

発行
福岡県(福岡市博多区東公園七番七号)
福岡県(総務部行政経営企画課)

印刷
福岡市東区箱崎ふ頭六丁目六番四一
株式会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)